

鳥取県移住就業等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県移住就業等支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、とっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領（令和元年8月5日付第201900113130号鳥取県交流人口拡大本部長、商工労働部長通知。以下「要領」という。）に基づき、市町村が移住支援金の対象者となる東京23区からの移住就職者及び起業者を支援する事業の実施に要する経費を補助することにより、本県への移住を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第2欄に掲げる者（以下「移住支援金対象者」という。）に対して、同表の第1欄に掲げる移住支援金（以下「補助対象経費」という。）を交付する市町村に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助対象経費の額に同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。なお、世帯当たりの補助対象上限額は、同表の第4欄に定める額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始の20日前までに行わなければならない。ただし、4月1日から交付対象とする場合は4月10日までに行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「移住支援金対象者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	移住支援金対象者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村長
	様式第2号による	市町村長が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	市町村長が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 間接補助事業に係る前条第1項に定める変更

(2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 市町村は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、移住支援金対象者に対して指示をし、又は移住支援金対象者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月28日までに行わなければならない。ただし、補助対象事業を中止又は廃止したときは、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(間接補助金の支払い)

第11条 市町村は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく移住支援金対象者に支払わなければならない。

(雑則)

第12条 規則、要領及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、輝く鳥取創造本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

1 補助対象経費	2 移住支援金対象者	3 補助率	4 世帯当たりの補助対象上限額
要領に基づき、市町村が2の対象者に対して支給する移住支援金の額	要領第5の1の要件を満たす者	補助対象経費の3/4	単身の場合 60万円 2人以上の世帯の場合 100万円 2人以上の世帯の場合で、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する

様式第2号（第4条、第10条関係）

年度鳥取県移住就業等支援事業補助金事業収支予算（決算）書

1 収 入

（単位：千円）

区 分	予算額 （又は決算額）	備考（積算等）
本補助金		
市町村費		
そ の 他		
合 計		

2 支 出（事業費内訳）

（単位：千円）

区 分	予算額 （又は決算額）	備考（積算等）
合 計		

（注）収支予算書として提出する場合、事業に係る予算の概要が分かる資料を添付すること。

年 月 日

様

職 氏 名 印

年度鳥取県移住就業等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県移住就業等支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、 とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県移住就業等支援事業補助金交付要綱（令和2年8月18日付第202000120804号鳥取県交流人口拡大本部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。